

【お知らせの見方】
■申し込み **□**問い合わせ
申・問 申し込み問い合わせ
ホ ホームページ **e** メール

行政相談

〔木造会場〕
 ●7月25日(金)、8月8日(金)午前10時～午後2時▽市役所2階相談室
 行政相談委員 工藤義則 氏
 木造若緑5の7
 電話42・5568

〔森田会場〕
 ●8月8日(金)
 午前10時～正午▽森田公民館
 行政相談委員 佐藤朋子 氏
 森田町床舞豊原84の2
 電話26・2370

〔車力会場〕
 毎週水曜日と金曜日に実施していますので、事前に電話で確認のうえお越しください。
 午前10時～正午、午後2時～4時▽むらおこし拠点館フラット
 電話 69・5215
 行政相談委員 鳴海 久 氏
 牛瀧町柏山3の1
 電話56・3514

健康チェックデーin稲垣

●7月18日(金)午前10時～正午
 ▼稲垣公民館
 内容

・身長、体重、腹囲測定
 ・メタボチェック (体脂肪率、内臓脂肪レベル測定)
 ※メタボチェックはベースメーカー装着者は測定できません
 ・骨密度測定
 ・健康に関する相談
 ※健康手帳をご持参ください

●健康推進課 保健予防係
 電話42・2044

農家相談

農業委員会では農家相談を開催しますので、農地の売買、賃貸借等相談したい方は、お気軽においでください。
 ●7月24日(木) 午前9時30分～正午▽稲垣支所／午後1時30分～4時▽車力支所

●つがる市農業委員会事務局 (柏支所内) 電話25・3820

移動年金相談

年金記録等についてご相談ください。
 ●7月23日(水)午前11時～午後4時▽エルム文化センター
 (注)代理の方が相談される場合は、委任状、身分証明(運転免許証、保険証等)が必要です
 ※相談は予約が必要です
 予約先 弘前社会保険事務所
 電話0172・27・1309

●市民課 国民年金係
 電話42・1108

第30回上原げんと杯争奪のど自慢大会

予選
 日時・場所
 8月10日(日)午後1時～
 ▼木造中央公民館
 準決勝・決勝
 日時・場所
 8月30日(土)午後2時～
 ▼木造中央公民館
 応募方法
 ①県内外のアマチュアに限る
 ②予選曲は1曲(原則としてワンコーラス)
 ③予選応募は、先着100名
 ④参加費として、2000円を予選当日の受付時に徴収します
 ⑤予選通過者は、準決勝曲・決勝曲の申し込みが必要ですので、準備してください
 ⑥カラオケは、カセットテープに限りません
 ⑦予選出場者は、当日11時までに受付を終了してください
 ※申込時に住所・氏名・年齢・曲目をお知らせください
 なお、申込者本人が過去に決勝に進出し、決勝で唄った曲は使用できません
 受付開始
 7月16日(水)午前8時30分～
 申・問 商工観光課 観光係
 電話42・2111 (内線431・432・433)

パソコン教室(初心者コース)

稲垣パソコンスクールのメンバーが、親切・丁寧な指導してくれます。
 日時・場所
 ●7月27日(日)午前9時～午後4時▽稲垣中学校パソコン実習室
 ・対象▽稲垣地区、車力地区に在住の成人
 ・定員▽20人
 ・講師▽五所川原商業高等学校 教諭 野崎克行 氏
 ・受講料▽無料(昼食は各自) 内容
 ○ウィンドウズ基本操作
 ○インターネット活用術
 ○デジタルカメラの保存活用法
 ※デジタルカメラをお持ちの方は、持参ください
 ・申し込み▽電話で申し込みしてください
 ・締め切り▽7月24日(木)
 ※定員になり次第締め切ります

稲垣公民館

電話46・2156

津軽広域水道企業団 西北事業部職員を(初級職)募集

平成20年度職員採用試験を次のとおり行います。
 ●職種 初級職(2名程度)
 ○受験資格
 昭和58年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた

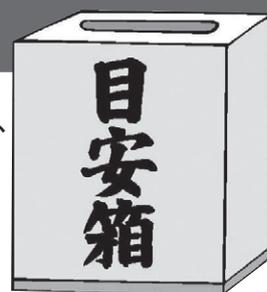
方で、採用後、津軽広域水道企業団西北事業部行政区域内(つがる市及び五所川原市)に居住することができる方
 ○1次試験
 ・9月21日(日)▽青森市内予定
 ・教養試験、事務適性検査、職場適応性検査
 ○2次試験
 ・10月下旬(予定)▽津軽広域水道企業団西北事業部事務所2階
 ・作文試験、面接試験
 ○受付期間
 7月15日(火)～8月6日(水) 午前8時30分～午後5時15分まで(ただし、土曜日・日曜日及び祝日を除く)
 ※郵送の場合は、8月6日(水)までの消印有効

申・問 津軽広域水道企業団西北事業部 総務課 人事担当係
 電話42・7111

平成20年度自衛官募集

●一般曹候補生
 応募資格▽18歳以上27歳未満
 ／受付期間▽8月1日(金)～9月10日(水)／1次試験日▽9月20日(土)／2次試験▽1次試験合格者について行います／入隊予定▽21年4月
 ●航空学生
 応募資格▽18歳以上(高卒者又は卒業見込み含む) 21歳未

市民から寄せられた意見



市では、市民の声を行政に反映させ今後の市政運営の参考とさせていただくために、市役所、各支所、すまいるプラザ（柏出張所）に目安箱を設置しております。

平成19年度下半期（10月～3月）の目安箱への投書件数は20件ありました。市民から寄せられた意見・提言は、実施可能なものから速やかに実施する体制をとっております。下半期に寄せられた主な意見や提言をお知らせいたします。

主な投書意見	回答欄
○税金を12月までに納めなければならないのは、年内に仕事を終わらせたいという市役所の都合ではないか。1期ごとの納税額を減らすためにも、納期の回数を増やしてほしい。	市では、固定資産税及び市・県民税については4期、国民健康保険税については6期の年内納付でお願いしております。このような納付区分とさせていただいたのは、合併前の旧5町村の納期回数及び県内の他市の状況等を踏まえ、総合的に判断をしたものです。ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。 なお、納期内に納付が困難な方のために、収納課において納付相談を随時行っておりますので、ご利用ください。
○乳幼児医療費の給付を6歳まで給付してほしい。少子化対策にもなると思う。	市では、0歳児から3歳児までは通院医療費と入院医療費を助成、4歳児から就学前児童までは入院医療費を助成しています。平成19年度においては、総額で約2,800万円の給付となりました。 ご指摘のように対象年齢の引き上げは、少子化対策のみならず定住促進対策にも効果があるものと考えていますが、対象範囲の拡大に必要な財源の確保が困難な状況にありますので、ご理解とご協力いただきますようお願いいたします。
○健康チェックデーを利用しましたが、身長計測は聞き取りで済ませることなく、しっかりと計測してほしい。	健康チェックデーではほとんどの方が健康診断の受診者と判断しているため、身長計を準備していませんでした。次回からは身長計を準備し、担当の者が正確な計測を行うようにいたします。 また、健康チェックデーでは、新たに体脂肪率や内脂肪レベル等を測定する機器を準備して、メタボリックシンドローム等の健康チェックができるようになっております。健康チェックデーの開催日や会場等については広報つがる等でお知らせしますので、ご利用ください。
○防災行政用無線の音量を下げるか、スピーカーの向きを変えてほしい。眠っている1歳の子供が起きてしまう。	防災行政用無線は災害等が発生した場合、住民の生命や財産を守り、被害の拡大を防止するために、必要な情報を広く住民に提供することを目的に設置しております。防災行政用無線の音量は、午前7時から午後6時までは「大」に、午後6時から午後9時まで「中」に、午後9時から午前7時まで「小」に設定しておりますので、防災の趣旨をご理解の上、ご協力いただきますようお願いいたします。
○庁舎のロビーにコート掛けを置いてほしい。	庁舎のロビーは不特定多数の人が出入りすることから、盗難、忘れ物、取り違いなどのトラブルを防止するためにコート掛けは設置しておりません。ご不便をおかけしますがご理解とご協力いただきますようお願いいたします。

引き続き、市民の皆様への市政に対するご意見をお待ちしております。

【問い合わせ先】 総務部 総務課 総務係 電話 42-2111(内線344)

～夏の交通安全県民運動～

目的 市民一人ひとりに交通安全思想の向上と交通ルールの遵守を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図るとともに、正しい交通マナーを身につけることにより、安全で快適な交通環境の構築を目指すことを目的とします。

期間 7月21日(月)から7月31日(木)までの11日間

重点 ○子どもと高齢者の交通事故防止 ○自転車の安全利用の推進 ○飲酒・暴走運転の根絶

広げよう
どうぞの気持ちと
車間距離

—つがる市交通安全対策協議会—

ふるさとと納税(寄附金)を受付しています

ふるさと納税制度は、「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという方が、都道府県や市区町村に寄附した場合に、住民税から寄附金額に応じて一定額を控除するものです。

市では、つがる市を応援してくださる方の情報をお待ちしています。
つがる市(旧5町村)で生まれた方、関わりが深い方、ご親族、知人など、つがる市以外にお住まいの方をご紹介ください。ご紹介いただいた市外の方には、パンフレットを郵送いたします。

お寄せいただいた寄附金は、「全国ブランド“つがる”への取り組み」をはじめ「農業振興」「ひとづくり」「安心・快適・やさしいまちづくり」への取り組みに活用させていただきます。

記念品を進呈 5,000円以上の寄附をされた方に記念品を贈らせていただきます。

ふるさと納税制度の概要

① 都道府県・市町村への寄附金のうち5,000円を越える部分について、一定限度まで所得税と合わせてその全額を控除します。

※控除額の上限:個人住民税所得割額の概ね1割
控除額は、寄附者の家族構成や収入額等で一人ひとり異なります。

② 寄附をした翌年度分の個人住民税から「税額控除方式」により控除されます。

※控除を受けるためには、確定申告又はお住まいの市区町村への申告手続きが必要です。

③ 寄附金控除の計算例

＜東京在住でつがる市出身のAさんがつがる市に寄附した場合の例＞

給与収入700万円ですご夫婦2人のケース(所得税の限界税率10%、住民税額293,500円)

(住民税の控除額)

寄附金	① 40,000円
足切り額(適用下限額)	② 5,000円
寄附金控除の対象額	③ 35,000円
③×10%	④ 3,500円
③×(90-10)%	⑤ 28,000円≤29,350円(※1)
住民税寄附金控除額(④+⑤)	⑥ 31,500円

(※1)⑤の額については、住民税所得割額の1割が上限です。

(所得税の控除額)

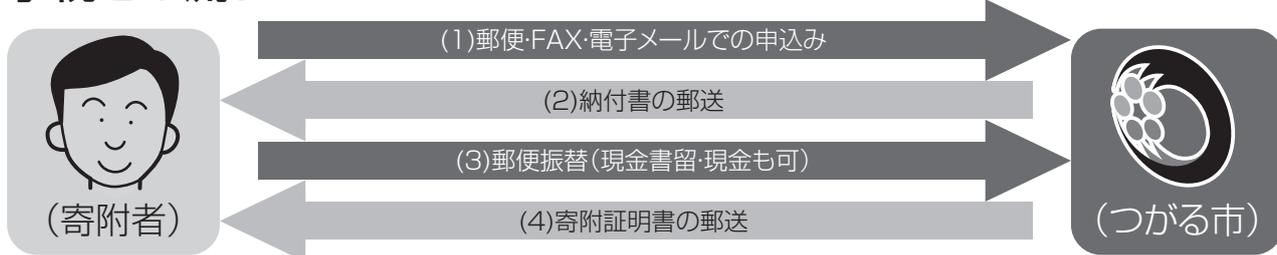
③×10%	⑦ 3,500円
-------	----------

【寄附金控除額合計】

(⑥+⑦) 35,000円



手続きの流れ



(1) 寄附申込書はご連絡いただければお送りします。ホームページからもダウンロードできます。

(2) 申込みをいただいた方に納付書を郵送します。

(3) お送りする郵便振替により全国どこからでも振り込みができます。(振替手数料は市が負担します)

(4) 寄附金の入金を確認後、市より「寄附証明書」を発行・郵送させていただきます。「寄附証明書」は、確定申告の際に必要となりますので、大切に保管してください。

皆様からご提供いただいた個人情報は、つがる市への寄附金(ふるさと納税)に関する業務以外には使用せず、適切に取り扱います。

【問い合わせ先】 総務部 総務課 総務係 電話 42-2111(内線345)
ホームページ <http://www.city.tsugaru.aomori.jp/>